

いいたて までのいな復興計画 (第2版)

—復興の着実な実現に向けて—



平成24年8月22日
飯舘村

目次

1. はじめに	1
2. いたて までいな復興計画の基本方針	2
1) 村が考える復興	2
2) 復興の5つの基本方針	2
3. 帰村についての考え方	3
1) 村のこれまでの取組	3
2) 村民一人ひとりの想いに寄り添う	4
3) 「戻れる人」、「戻れない人」、「戻らない人」それぞれに対する支援	5
4) 段階的復興の考え方	6
5) 復興のための拠点「新までいな村(仮称)」整備の考え方	7
4. 重点プロジェクト	8
4. 1 「帰村のための村内拠点（仮称）」の整備	8
1) 整備の概要	8
2) 「帰村のための村内拠点（仮称）」の整備イメージ	10
4. 2 「村外子育て拠点（仮称）」の整備－安心して子どもを育てられる村 外の環境整備－	11
1) 整備の概要	11
2) 「村外子育て拠点（仮称）」の整備イメージ	12
4. 3 拠点整備の進め方	13
5. その他の当面の重要施策・事業（案）	14
5. 1 全ての人に共通な施策	16
5. 2 戻りたい人のための施策	17
5. 3 戻りたくとも戻れない人のための施策	19
5. 4 戻らない人のための施策	21
6. 今後の復興に向けた重要課題	22
○健康管理とリスクコミュニケーション	22
○土地利用計画の策定と公共施設整備	22
○産業の再興と働く場の確保	22
○コミュニティの再構築・生きがいづくり	22
○除染の計画的推進と帰村環境の整備	22

1. はじめに

飯舘村では、震災発生年の年末である昨年 12 月に「**いいたて までいな復興計画（第 1 版）**」を策定しました。

その中で、飯舘村は「**村民一人ひとりの復興を目指す**」ことを明らかにし、また、5つの基本方針（後述）に沿って、村、村民、村とゆかりのある人の力を結集して、村の復興を行っていくことを誓いました。

その後、除染のモデル事業が実施されるとともに、国による避難地域の見直しや福島復興再生特別措置法の制定などの動きがありましたが、避難生活が長引くにつれて、村民に対する負担も厳しさを増しています。

震災後 1 年が経過した今、村民それぞれに抱える事情は異なり、「**戻りたい人**」、「**戻りたくとも戻れない人**」、「**戻らない人**」などの村民一人ひとりに寄り添う、**新たな復興計画を策定することが必要**となっています。

そのため、平成 24 年 2 月から「**いいたて までいな復興計画推進委員会**」での検討を重ね、この**復興計画（第 2 版）**を作成しました。本計画は、復興の着実な実現に向けた、現時点における「**実施計画**」として、喫緊に取り組むべきと考えられる施策・事業についてまとめています。この計画をたたき台として村民参加のもと、復興を進めていきます。

いいたて までいな復興計画策定に関するこれまでの流れ

平成 23 年 3 月 11 日	東日本大震災発災
平成 23 年 4 月 22 日	計画的避難区域指定（全村）
平成 23 年 6 月 22 日	「 までいな希望プラン 」公表、役場機能を飯野出張所に移転
平成 23 年 7 月末	村民避難ほぼ完了
平成 23 年 9 月 28 日	「 飯舘村除染計画書 」公表
平成 23 年 10 月 19 日	「 飯舘村復興計画村民会議 」立ち上げ
平成 23 年 12 月 16 日	「 いいたて までいな復興計画（第 1 版） 」公表
平成 24 年 2 月 27 日	「 いいたてまでいな復興計画推進委員会 」立ち上げ
平成 24 年 5 月 24 日	環境省「 特別地域内除染計画（飯舘村） 」公表

2. いいたて までの復興計画の基本方針

1) 村が考える復興

いいたて までの復興計画（第1版）では、村の復興だけではなく、村民一人ひとりの復興を目指すことを宣言しました。

① 村民の復興

村民の皆さんの避難生活と生活再建を優先して支援します。

② 村の復興

村に戻ってからの生活基盤の再生と新たな村づくりを進めます。

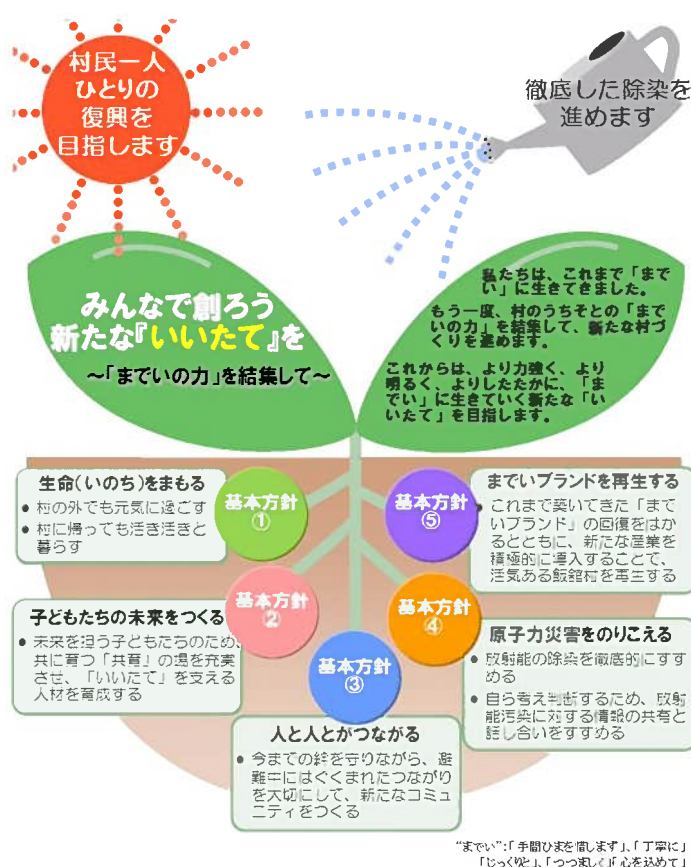


2) 復興の5つの基本方針

村民一人ひとりの復興を実現するために、復興の基本方針として、以下の施策の5つの柱を打ち出しました。

1. 生命（いのち）をまもる
2. 子どもたちの未来をつくる
3. 人と人とがつながる
4. 原子力災害をのりこえる
5. までのブランドを再生する

今回の復興計画（第2版）においても、これらの柱を踏まえつつ、次節に述べる、「戻りたい人」、「戻りたくとも戻れない人」、「戻らない人」それぞれに向けた施策についての検討を行いました。



図：5つの基本方針

3. 帰村についての考え方

1) 村のこれまでの取組

震災以降、村では以下のような取り組みを進めてきました。

住まい

震災後、周辺の市町村に比べ避難が後発となったことから、村では避難場所の確保に苦慮しましたが、生活の激変を少しでも緩和するため、村から1時間圏内への仮設住宅や公営宿舎などの避難施設確保を図りました。また、県の借り上げ住宅への入居についても、できるだけ村民の希望に配慮しました。

現在、村民の3割が仮設及び公営宿舎に居住しており、残る7割が借り上げの民間住宅に住んでいます。また、福島市、伊達市、川俣町の3市町に村民の8割が居住しています。

役場機能

震災後の6月に福島市飯野支所内に役場出張所を設置し、主要機能を移設しました。

自治会・コミュニティ

各仮設住宅および公営宿舎に自治会を設け、新しいコミュニティの活動を支援するとともに、旧来の20行政区に対する助成も継続し支援しています。

教育

幼稚園、小学校、中学校を仮設校舎で再開しました。現在、6割の子供たちが村の幼・小・中学校に通学しています。

健康

県民健康調査に加えて、放射性物質による健康被害を把握するためのホールボディカウンタを導入(平成24年8月)し、リスクコミュニケーションによる放射能に対する知識を深める取組を進めています。

情報提供

情報タブレット端末の全戸配布により、村民相互の情報交換とコミュニケーション向上を図っていく予定です(平成24年8月に整備予定)。

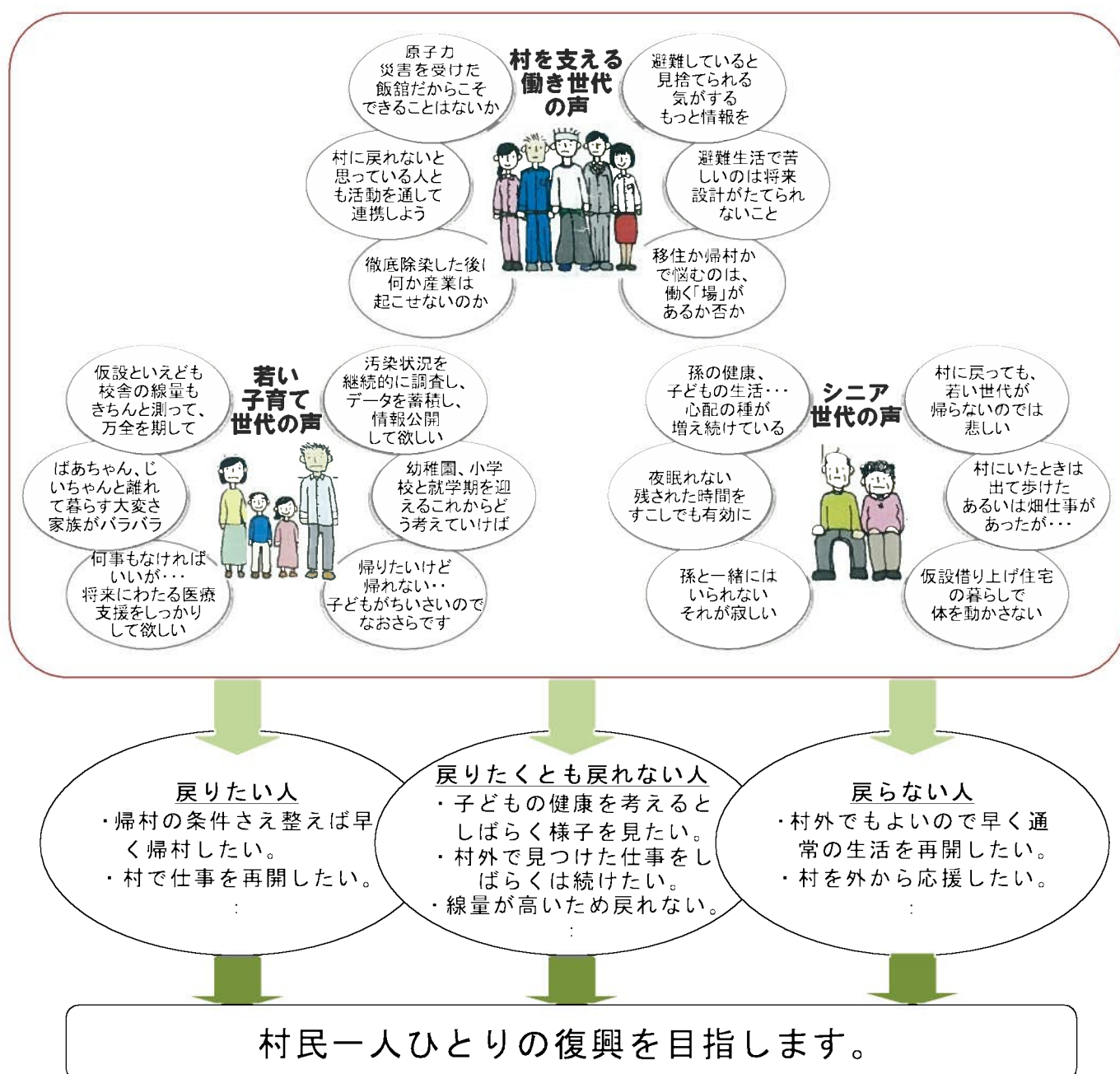
他の多くの被災市町村住民が首都圏を含めて各地に分散した避難を余儀なくされているのに比べれば、村から比較的近くに、これまでの村民同士のつながりを維持した避難状況となっています。

このような取組を背景に、復興に向けた施策に取り組んでいきます。

2) 村民一人ひとりの想いに寄り添う

飯舘村の村民の中には、一刻も早く飯舘村の自分の家に帰りたいという気持ちを持って避難生活を送っている人もいる一方、避難先に新たな生活拠点を築き、何とか生活していこうとしている人もいます。

特にお子さんがいる世帯の中には、飯舘村に戻りたい気持ちを持ちつつも、お子さんの健康やこれからの生活を考え、帰村を急ぎたくないという気持ちの方も少なくありません。村では、こうした多様で、複雑な思いに寄り添って、一人ひとりの村民の復興に対応する必要があると考えています。

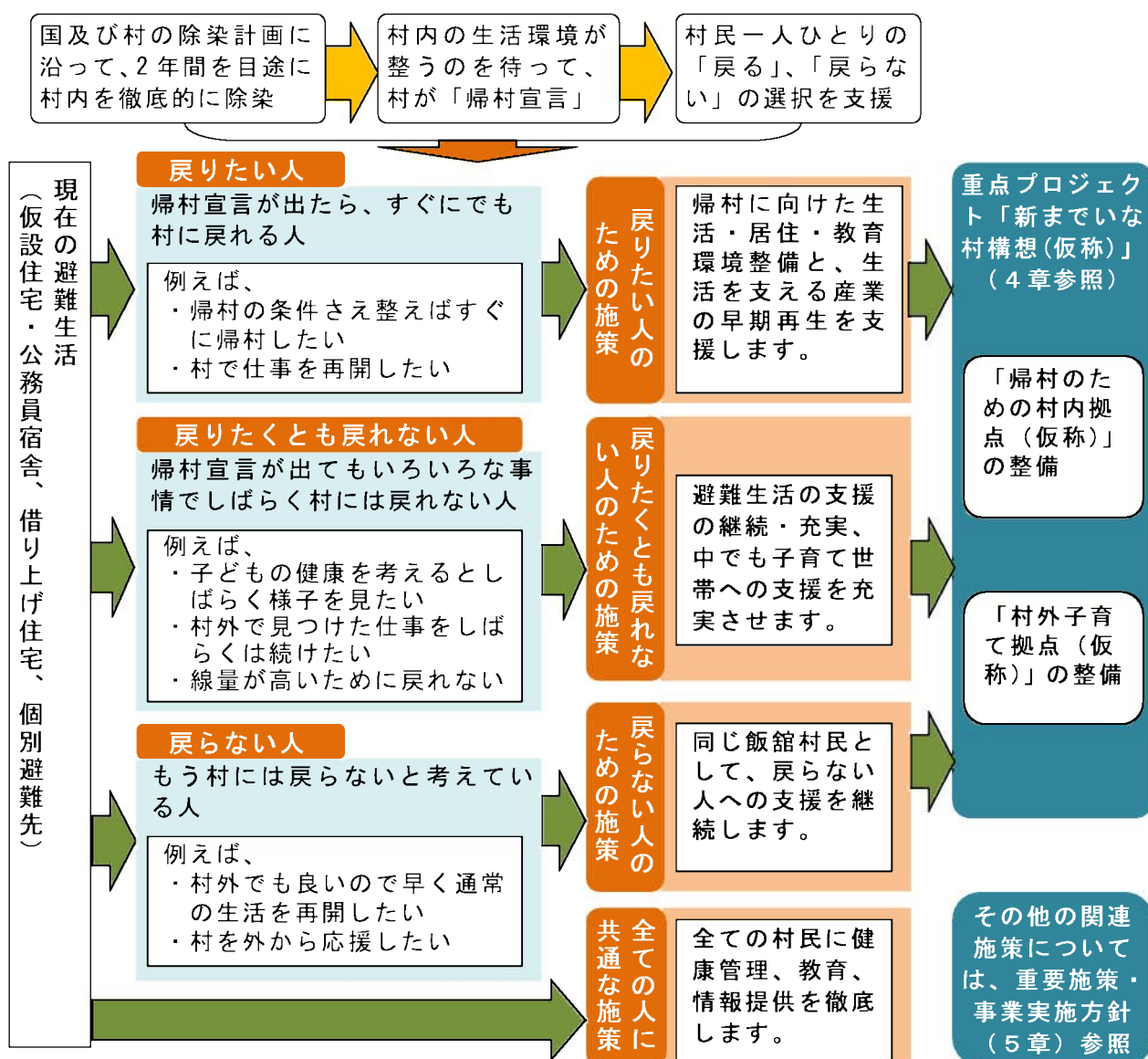


3) 「戻れる人」、「戻れない人」、「戻らない人」それぞれに対する支援

村内の除染は今年度から2年間を目途に進められています。村ではそれと並行して、村内で村民が生活と仕事の再開が図れるための準備を進めます。安全・安心が確保され、生活のための環境が整ったと判断されれば、村として「帰村宣言」を行うことになります。

しかしながら、個々の村民を取り巻く状況はそれぞれ異なります。村は村内の除染の状況や公共施設の再開予定等、帰村に向けた十分な判断材料の提供を継続的に行い、村民一人ひとりの「戻る」「戻らない」の選択を支援します。また、その選択結果を十分に尊重したいと思います。

全ての村民が「戻れる人」、「戻りたくても戻れない人」、「戻らない人」になる可能性があります、また、時間が経てばその間を移っていく可能性があります。村では、村民がどのような状況になっても、それぞれの状況に応じた多様な支援を、継続的に提供します。



4) 段階的復興の考え方

村では、時間軸に沿って以下のような段階的な復興が必要と考えています。

避難生活の継続的支援

- ・村外に住んでいる村民を継続的に支援。
- ・一人ひとり世帯ごとの意思を尊重しつつ、村の状況に関する情報の提供、健康支援、各種生活支援を継続的に実施。
- ・見守り隊の活動についても継続。
- ・戻りたくとも戻れない子育て世帯の支援として、村の教育施設の集まる地区に「村外子育て拠点(仮称)」を整備。(→次ページ参照)。
- ・村民の生きがいづくりや生活再建の取組を進め、村民の経済的・精神的自立を支援。

第1段階: 村内除染の推進

- ・国及び村の除染計画に沿って、村内の徹底的な除染を推進。2年間を目途に、住居・生活環境の除染。
- ・農業などの産業再開、再汚染の防止などを考え、今後例え時間がかかっても、森林・農地などを含めた村全体の除染を推進。

第2段階: 帰村のための住環境、生活環境の整備

- ・公民館建て替え、大谷地住宅等村内公営住宅建て替え、草野小学校大規模改修等を進めるとともに役場、診療所、特別養護老人ホーム等の村内公共施設の復旧・復興を段階的に進め、村民の帰村環境を整備。
- ・帰村は除染により大方の村民が戻れる状況となつてから。最終的な帰村の判断はそれぞれの村民ごとの意思を尊重。
- ・戻りたいが自分の住んでいた場所にすぐには戻れない村民や、避難により生活体系が変わり元の家に戻れない村民のために、「帰村のための村内拠点(仮称)」を整備(→次ページ参照)。
- ・帰村・帰宅をしたい村民に対し、自宅や周辺の放射線量情報等の判断材料を提供。村民が自ら帰村の時期を判断できるための支援。

第2段階: 産業の再生と雇用の確保

- ・村民の生活再建や帰村のためには住環境、生活環境の整備だけではなく、働く場としての産業再生が不可欠。
- ・農業などの従来の飯館の産業再生と、風力、太陽光、森林の除染から発生するバイオマスエネルギーなどの再生可能エネルギーを活用した新しい産業を導入。
- ・上記「帰村のための村内拠点(仮称)」を産業再生の先行モデルとして整備し、農地・森林の再生、再生可能エネルギーの導入や、これらに関する研究を推進。ここで得られた成果・実績については順次全村に拡大し、産業の再生を図る。

第3段階: 村と村民の復興

- ・第2段階の帰村と再生の取組みを拡大し、村と村民の復興を図る。
- ・飯館らしいまでいな暮らしと、再生可能エネルギーの利用や村外との交流が結びついた新しい飯館を目指す。長い時間がかかっても、あきらめず取り組む。

今後2年程度

2～5年程度

将来

5) 復興のための拠点「新までいな村(仮称)」整備の考え方

①「帰村のための村内拠点(仮称)」の整備

公民館建て替え、大谷地住宅等村内公営住宅建て替え、草野小学校大規模改修を進めるとともに役場、診療所、特別養護老人ホーム等の村内公共施設の復旧・復興を段階的に進め、村民の帰村環境を整備します。また、村内の低汚染地域をしっかりと除染した上で、「帰村のための村内拠点(仮称)」を整備します。

「帰村のための村内拠点(仮称)」は単に除染を徹底するだけでなく、環境と共生する住まいや再生可能エネルギーの導入や研究など、新たな産業、生活基盤、村外の住民との交流の拠点、新たなライフスタイルの提案など、今後の飯館村を先導する地域として整備するものです。

②「村外子育て拠点(仮称)」の整備

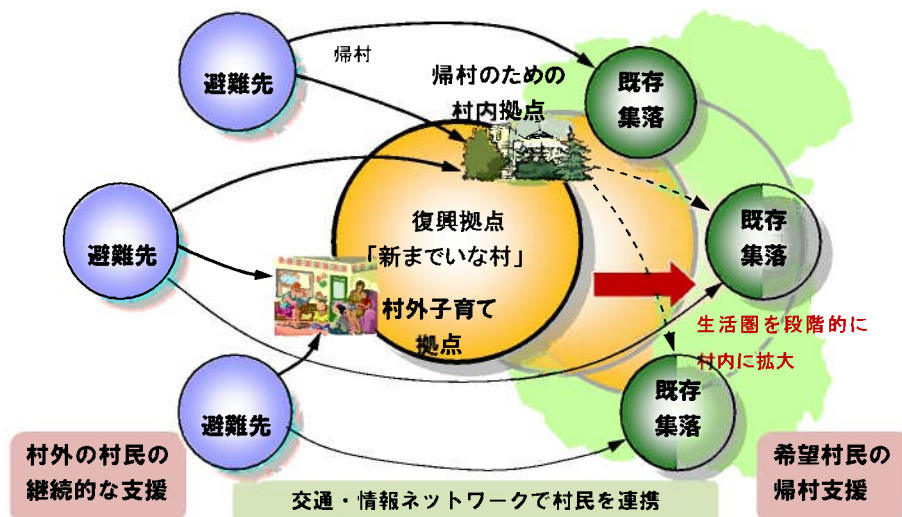
関連市町村と連携の上、現在の村の仮設小学校、中学校、幼稚園周辺に新たに復興公営住宅や集会所、子どもがのびのびと遊べるキッズガーデンなどを建設し、子どもがいる世帯を中心とした村外拠点を整備します。借り上げ住宅等の支援も継続を図ります。

③拠点を中心とした飯館村ネットワークの構築

現在の避難先と「帰村のための村内拠点(仮称)」と「村外子育て拠点(仮称)」は情報システム、連絡バスなどにより連絡を密にし、役場などの公共施設と併せて、村の一体的な復興の拠点とします。これらの拠点を中心にコミュニティ活動等も積極的に展開します。

④復興拠点の将来的活用

復興の将来的な目標は、村民が、村内あるいは村外それぞれの場所で、従来以上の生活を取り戻すことです。村内・村外の拠点については、一時的な復興拠点としての役割を果たし終わった後は、滞在型の村外との交流拠点や情報発信の場とするなど新たな役割を検討していきます。村外の施設は地元自治体との共有や共同利用を進め、無駄のない活用を図ります。



4. 重点プロジェクト（新までいな村構想）

4. 1 「帰村のための村内拠点（仮称）」の整備

放射線影響が少ない臼石地区周辺および除染が完了した区域に、最新のテクノロジーと、飯舘本来の自然の力を活用した、帰村のための村内拠点を整備します。

1) 整備の概要

①安全・安心な生活環境の実現

- ・地区単位での帰村にも対応可能なまとまった数の住宅を、公共公益施設と併せて整備します。徹底した除染とモニタリングを行い、安全・安心な生活環境を実現します。

■自然と共生したスマートビレッジ（住宅）の建設

- ・村内の低汚染地域でさらに徹底した除染（目標追加被ばく線量年間 1mSv 以下）を実施します。
- ・飯舘の風土・習慣にあった復興住宅を建設し、村民の多様なライフスタイルに対応します。三世代のための住宅や、一人暮らしの高齢者のためのグループホーム等、多様な住まい方を支援します。
- ・放射線量のモニタリングを継続的に実施し、インターネット、タブレット端末等を通じて情報提供を行います。
- ・入居者が自給的農業を営めるような農地を確保し、作物の徹底したモニタリングにより安全性を確保します。

②地域の再生と働く場の確保

- ・拠点を中心に、再生エネルギーを中心とした新たな産業ゾーンを形成し、地域の再生と働く場の確保を図ります。

■再生可能エネルギーの導入による新たな産業育成

- ・風力（市民風車）、木質バイオマス、太陽光など再生可能エネルギーやスマートグリッドの最先端技術を導入します。
- ・最新技術による農地・周辺森林の再生を見据え、植物工場などを活用した農業の早期再開を図ります。
- ・村の若者や高齢者の働く場として、地域発のベンチャー企業や、飯舘を支援したい村外企業など、多様な企業による、工場・事業所の誘致・設立支援を行います。

■ 森林再生、農地再生を支える研究施設の設立

- ・ 森林・農地の除染やバイオマス利用等に関する研究拠点を設け、村内での森林再生、農地再生を加速すると共に、成果を村内外に発信します。

③ 継続的な支援をつなぐ交流拠点の形成

- ・ 全国各地に散らばる村民を繋ぐ要となると共に、新生飯舘村の魅力を発信して飯舘村への継続的な支援につなげる、交流のための拠点を形成します。

■ アートを活かした交流拠点の形成

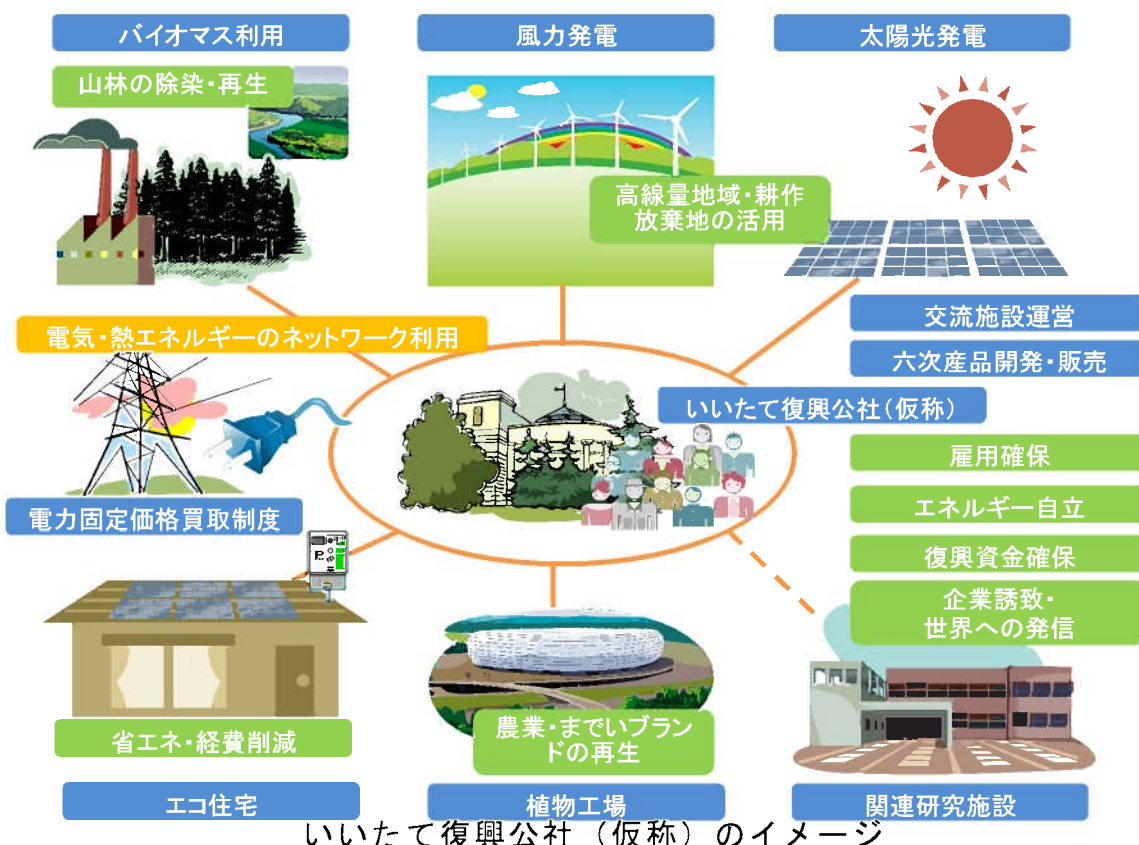
- ・ 公民館等地域のコミュニティ拠点と、外部に飯舘の現状や魅力を発信する交流拠点（美術館などのアート施設、カフェレストラン、貸別荘・コテージなどの宿泊施設等）を整備します。

④ 実現のための主体の設立

- ・ 構想実現のための主体として「いいたて復興公社」（仮称）を設立します。

■ いいたて復興公社（仮称）の設立

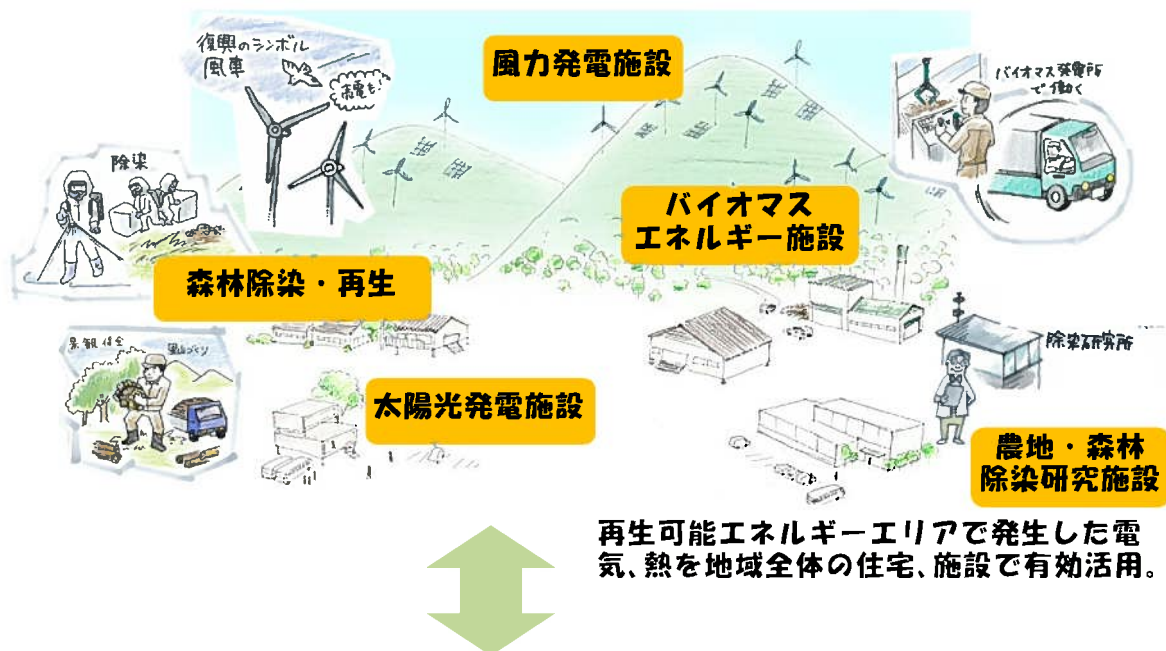
- ・ 再生可能エネルギーの生産、村内のエネルギー利用制御、交流施設の運営等を実施する運営会社を設立し、村民と共に雇用の場を創造すると共に、利益を村民に還元します。



2) 「帰村のための村内拠点（仮称）」の整備イメージ

再生可能エネルギー エリア

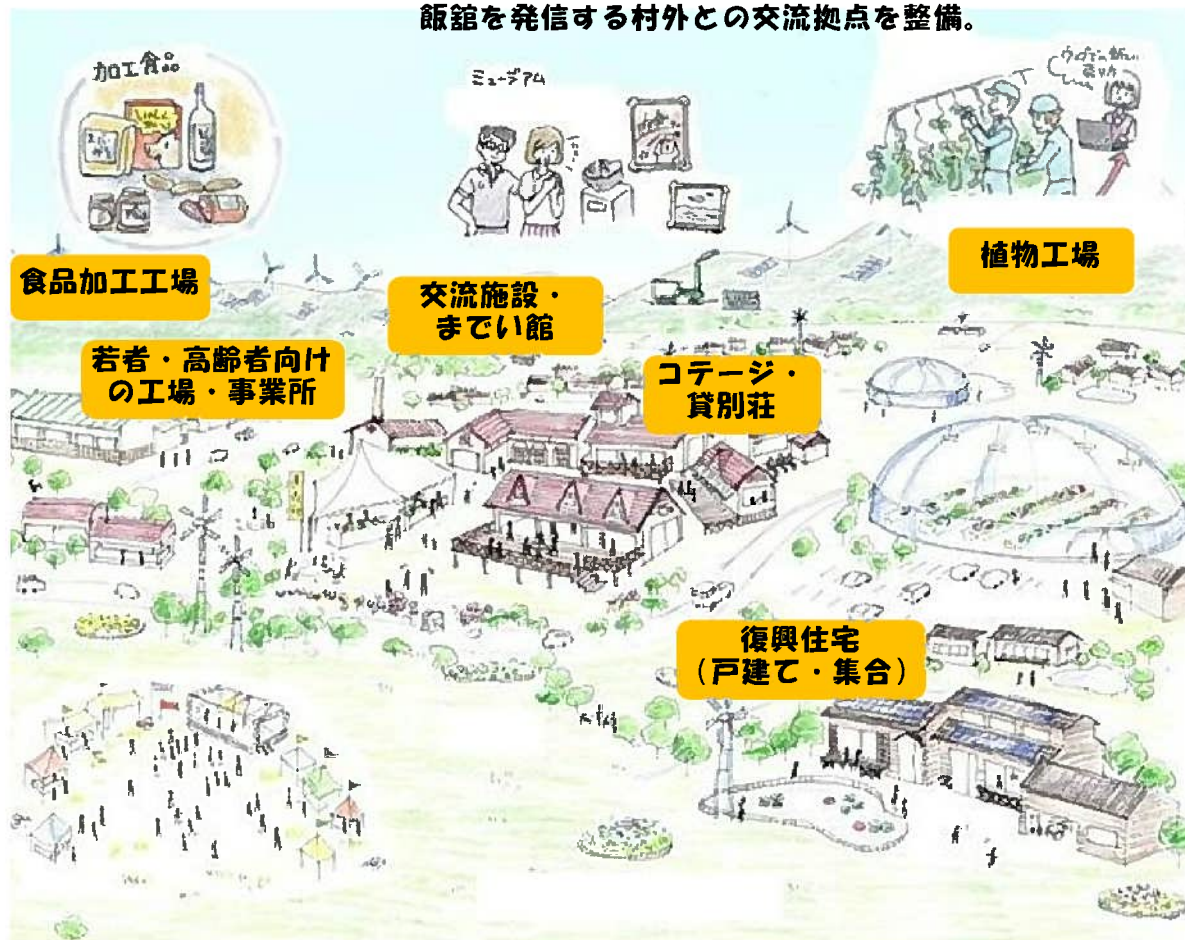
村内の立地適地に再生可能エネルギー利用施設を整備。森林除染・再生を進めつつ、新たな雇用を確保する。



再生可能エネルギーエリアで発生した電気、熱を地域全体の住宅、施設で有効活用。

草野・飯穂・臼石地区 ほか除染が進み次第

村内各所の既存施設の復旧復興を進めるとともに、臼石地区周辺に「までいな暮らし」のできる環境対応の復興住宅や、植物工場、食品加工工場などの新たな生産施設、今の飯館を発信する村外との交流拠点を整備。



4. 2 「村外子育て拠点（仮称）」の整備－安心して子どもを育てられる村外の環境整備－

関連市町村と連携の上、仮設小学校、中学校、幼稚園が集まる仮設校舎周辺に、子どもたちと子育て世帯の拠点となる「村外子育て拠点（仮称）」を整備します。

1) 整備の概要

①最高水準の教育の確保

- ・村と日本の将来を担う子どもたちに、最高水準の教育を提供します。

■先進的教育の継続・充実

- ・未来の翼事業など、村独自の教育を継続・充実します。また子育て世帯の負担軽減のための教育費支援を継続します。

②公営住宅建設等による子育て世帯の負担軽減

- ・小・中学校、幼稚園に近接した公営住宅を建設し、子育て世帯の負担を軽減します。

■村外公営住宅の整備

- ・仮設小学校、中学校、幼稚園が集まる仮設校舎周辺に、子育て世帯のための復興公営住宅を整備します。

■借り上げ住宅制度の延長と借り上げ住宅の家賃補助の推進

- ・借り上げ住宅に住む子育て世帯のために、借り上げ住宅制度の延長と借り上げ住宅の家賃補助を進めます。

■公民館等のコミュニティ施設、キッズガーデン等の整備

- ・併せて公民館等のコミュニティ拠点を整備し、子育てネットワーク等のソフト的支援を提供します。
- ・屋内キッズガーデン等の整備により、子どもたちが安心して遊べる環境を整備します。

③世代間、世帯間の連携確保

- ・交流施設整備や情報通信システムなど、多様な交流手段を駆使して三世代の連携を確保します。

■子育て、交流支援のためのソフト施策（交通・情報ネットワーク）

- ・通学バスの運行、保育所充実等により子育て世帯の負担を低減します。
- ・情報ネットワーク、コミュニティバス等により、村外避難先、借り上げ住宅、「帰村のための村内拠点（仮称）」、帰村地域などとの交流手段を確保し、離れ離れになった世代間、世帯間の交流を支援します。

2) 「村外子育て拠点（仮称）」の整備イメージ

村外子育て拠点（仮称）

仮設小・中学校、幼稚園に近接する地域に、子育て世代が安心して住める公営住宅や借り上げ住宅、子供が安心して遊べるキッズガーデンや、子育て世代が集まって情報共有できる支援施設・カフェ等を確保する。



4. 3 拠点整備の進め方

官民連携で、拠点整備をできる限り早期に実現します。

「村外子育て拠点（仮称）」は県の公営住宅事業や国の各種補助事業・支援制度の活用により、今後用地確保等を図りながら、できる限り早期の整備を図ります。

「帰村のための村内拠点（仮称）」は除染期間も含めて今後3年程度を目途に開設を図ります。整備にあたっては、国・県の復興支援のための各種補助事業・支援制度の活用と共に、民間活力を最大限に活用し、早期かつ効率の良い整備を図ります。そのために、例えば、村の復興に向かう姿勢に共感いただける民間企業との間に、復興に向けた連携協定を締結し、官民連携（PPP:Public Private Partnership）等の手法を活用した整備・運営を行います。

これらの拠点整備の推進のために、早急に事業内容の検討、計画、村・村民と関係者間の合意形成を目的とした「新までいな村（仮称）」構想推進準備委員会を設置します。

「新までいな村（仮称）」構想推進準備委員会のイメージ

■目的

村役場、村民、民間企業等の飯館復興に関心を持つ関係者が集まり、「新までいな村（仮称）」整備の方向性や整備手法等について検討するとともに、「新までいな村（仮称）」の整備・運営主体としての「いいたて復興公社（仮称）」設立に向けた準備を行う。

■検討内容

- ・「新までいな村（仮称）」整備の基本構想検討
- ・「帰村のための村内拠点（仮称）」の整備内容の検討
- ・「村外子育て拠点（仮称）」の整備内容の検討
- ・整備・運営主体としての「いいたて復興公社（仮称）」の設立についての検討
- ・個別事業についての事業化検討（例）
 - ◇バイオマス発電、風力、太陽光の再生可能エネルギー利用施設整備・運営
 - ◇地域統合エネルギーマネジメント及び売電事業
 - ◇復興住宅・インフラ整備
 - ◇交流促進事業、飯館村の復興の姿・情報の対外発信
 - ◇地域内・村内情報ネットワーク活用事業
 - ◇植物工場の設立・運営

■備考

- ・飯館村が開始する村民説明会（ワークショップ）と歩調を併せて発足し、村民のニーズを確認しながら「いいたて復興公社」の役割・事業内容を具体化していく

5. その他の当面の重要施策・事業（案）

二つの重点プロジェクトに加えて、戻りたい人、戻りたくとも戻れない人、戻らない人の存在を念頭に、以下のような施策を実施・検討していきます。

全ての人に共通な施策

【ハード事業】

- ・ 健康管理、健康コミュニケーションの実施
 - 健康管理の徹底
（既）ホールボディカウンタ（WBC）検査機器導入
- ・ 情報ネットワークの活用による村民の情報共有
 - 情報端末・FM ラジオ等情報共有手段の充実
（既）村民の声ネットワークシステム運用保守

【ソフト事業】

- ・ 健康管理、健康コミュニケーションの実施
 - 健康管理の徹底
（既）総合健診事業
（既）内部被ばく検査事業（WBC）
（既）甲状腺検査事業
 - タブレット端末による健康情報提供
 - 遠隔避難者の追跡健康調査・診断
（既）仮設住宅入居高齢者健康管理事業
 - 定期的なリスクコミュニケーションの実施
（既）放射線リスクコミュニケーション事業
- ・ 飯舘独自の教育の実施
 - まいでいな村の歴史・文化・教育の継承
（既）沖縄でのまいでいな旅事業
（既）未来への翼事業
 - スポーツ振興、子どもを対象とした復興への参加
 - 原発事故の理解につながる教育の実施
- ・ 奨学金制度等
（既）子育てプリペイドカード交付事業
- ・ 長期保養制度
- ・ 情報ネットワークの活用による村民の情報共有
 - 村から提供する情報の充実
 - 帰村・非帰村者の情報通信網の整備
 - 情報端末・FM ラジオ等情報共有手段の充実
（既）村民の声ネットワークシステム運用保守
- ・ 風評被害防止のための情報発信

戻りたい人のための施策

【ハード事業】

- ・ 帰村のための居住インフラ・居住環境の整備（除染、公民館建て替え、交流拠点整備、大谷地住宅等村内公営住宅建て替え）
（既）東日本大震災屋根瓦復旧事業
（既）いいたて全村見守り隊
- ・ 帰村のための教育インフラ整備（草野小学校大規模改修）
- ・ 村内での産業再生（スマートビレッジ、農業、再生エネルギー産業）

【ソフト事業】

- ・ 村内の徹底的な除染の実施（継続操業企業等の先行除染、技術開発支援、村民の自発的な除染の支援）
（既）除染対策費
- ・ 農地の除染、全量検査、価格補償制度の導入、自給的営農の支援
（既）農産物放射線測定業務、食品放射線測定業務
- ・ 森林の除染、再生
- ・ 帰村後の健康管理システム、放射線情報提供（最先端のモニタリングシステム構築、情報提供）
- ・ 帰村プロセスの支援、情報共有・発信

戻りたくても戻れない人、戻らない人のための施策

【ハード事業】

- ・ 公営住宅等の整備
- ・ 避難中の学校教育の確保
（既）合同小学校仮設校舎・体育館整備、合同幼稚園仮設園舎整備
（既）中学校仮設校舎・体育館整備
- ・ コミュニティセンター等の設置
- ・ 避難中の村民の就業支援（村外営農支援、就労支援等）
（既）農業者避難支援事業（パイプハウス設置補助）

【ソフト事業】

- ・ 借り上げ住宅制度の延長と借り上げ住宅家賃補助
- ・ 避難中の学校教育の確保
（既）避難児童生徒通学等支援事業、スクールバス運行
（既）伊達市学校給食共同調理場使用負担金
- ・ 子育て支援の充実（預かり保育・学童保育の充実等）
- ・ 高齢者等の避難生活支援（買い物支援等）
- ・ 避難村民同士の交流支援
（既）新しいコミュニティ助成事業補助金
（既）自治会役員報酬、自治組織運営交付金
（既）行政区交付金、地域づくり推進事業
（既）いやしの宿運営費・除染への村民参加、ビジネス化
- ・ 村を拠点とした新たな産業の創造（新しいたてブランド）
（既）6次産業化支援事業、ベンチャー企業創出支援事業
- ・ 避難中の村民の就業支援（村外営農支援、就労支援等）
（既）畜産農家支援事業
- ・ 将来的な帰村の支援（帰村の際の支援制度）
- ・ 遠隔避難者との絆の維持（遠隔避難者への情報提供等）
- ・ 村外サポーター制度
- ・ 移転先の土地や住居の確保支援

※（既）は既に村の平成24年度着手済の施策を示す。

5. 1 全ての人に共通な施策

戻りたい・戻らない、村内・村外に関わらず、全ての飯舘村民について、飯舘独自の教育の提供や情報共有を行っていきます。

○健康管理、健康リスクコミュニケーションの実施

- ・村内・村外の各世帯にタブレット端末を配布し、同端末を用いた健康情報提供を実施します。
- ・ホールボディカウンタによる内部被ばく検査、甲状腺検査を実施します。（村平成 24 年度予算）
- ・18 歳以下の医療費を無料化します。（県平成 24 年度予算）
- ・放射線による村民への健康影響をみるための高度医療機関の誘致について検討します。
- ・健康調査、健康診断を実施すると共に、放射線影響に関する定期的なリスクコミュニケーションを実施します。（村平成 24 年度予算）
- ・遠隔避難者の追跡健康調査・診断を行います。

○飯舘独自の教育の実施、奨学金制度

- ・これまでの飯舘村の歴史や、までいな村づくりについて、東日本大震災による影響やそこからの復興も含めて伝達・継承していきます。
- ・故郷飯舘についてのふるさと学習を進めます。
- ・奨学金制度について継続・拡大を図ります。
- ・海外派遣など、これまでの取り組みを進めて、飯舘ならではの高度な教育を進めていきます。
- ・子供たちが放射線から解放された場所で 2 週間程度保養できる制度を設けます。

○情報ネットワークの活用による村民の情報共有

- ・これまで以上に広報・情報発信を活発化します。
- ・導入予定のタブレット端末による情報提供に加え、FM ラジオによる情報提供などの新たな情報共有手段の導入について検討します。

○風評被害防止

- ・風評被害防止のための情報発信について検討し、実施していきます。

5. 2 戻りたい人のための施策

帰村に向けた生活・居住・教育環境の整備と共に、村民の生活を支える産業の早期再生を支援します。また、放射線量や健康状況についての継続的モニタリングを行います。

(★印は「帰村のための村内拠点（仮称）」関連の施策・事業)

① 帰村に向けた環境整備（生活・居住・教育環境）

○ 村内の徹底的な除染の実施

- ・ 除染計画に沿って村内の徹底・継続した除染を実施します。従業員の通う継続操業企業周辺および村の西部から帰村環境整備を図ります。
- ・ 全国的に見ても先行的に除染を行う地域として、実除染データの蓄積を図ります。これを活用し、新たな除染技術の開発等を積極的に支援し、早期除染につなげます。(★)
- ・ 村民が自発的に行う除染活動について、支援します。

○ 帰村のための居住インフラ・居住環境の整備

- ・ 大谷地住宅の建て替えをはじめ、村内公営住宅の復旧を進めるとともに、帰村・産業再生に向けた「帰村のための村内拠点（仮称）」を、先端的なスマートビレッジとして整備します。(★)
- ・ 帰村が始まった地域から、行政区・隣組などのコミュニティの再構築を図ります。また、こうした活動の拠点となる公民館を再建します。
- ・ 帰村村民と村外居住者との交流の拠点となり、子どもが安心して泊まれる交流拠点を村内に整備します。(★)

○ 帰村のための教育インフラ整備

- ・ 将来的な帰村に備えて、幼小中学校の徹底的な除染を進めるとともに、草野小学校の大規模改修にあわせた児童受け入れ体制整備を図ります。

② 産業の再生

○ 農地の除染、全量検査、価格補償制度の導入、自給的営農の支援

- ・ 農地の徹底除染を図ります。生産された農産物については放射線検査を徹底すると共に、全量価格補償を実現し、農業の早期再開を図ります。
- ・ 食品としての農産物の出荷が難しい場合、バイオ燃料利用としての栽培等について研究し、食品以外での利用を図ります。また、こうした技術の開発について検討します。
- ・ 帰村者の自給的営農を再開できるための方法について検討します。

○森林の除染、再生

- ・長期的に生活環境を守るため、山林の積極的除染を進めます。放射性物質に汚染された山林の計画的伐採、バイオマス利用、植栽により、山の再生を図ります。

○村内での産業再生（スマートビレッジ、農業、再生可能エネルギー）

- ・帰村・産業再生に向けた「帰村のための村内拠点（仮称）」を、先端的なスマートビレッジとして整備します。（★）（再掲）
- ・花卉等について、放射線影響の少ないハウスによる営農の早期再開を支援します。（★）
- ・農産物に関する全量検査とトレーサビリティで飯舘産農産物の信頼回復を図ります。
- ・農産物の価格補償制度を設け、農業で生計が図れるようにします。
- ・太陽光、太陽熱、風力、バイオマス等の再生エネルギー産業を導入し、産業の再生と雇用の確保を図ります。（★）

③健康管理と安心の確保、帰村のソフト支援

○帰村後の健康管理システム、放射線情報提供

- ・帰村先となる村内について、最先端の放射能モニタリングシステムの導入・構築を図ります。このモニタリング結果についてはインターネット等を通じて随時提供し、帰村者の安全確保を図ります。

○帰村プロセスの支援、情報共有・発信

- ・飯舘村の現状について理解を得て一層の支援を確保するため、帰村プロセスについて村外への情報発信を行います。（例えば「いいたて村チャンネル」設置等。）
- ・帰村、村の将来について村民同士が意見交換できる話し合いの場を設けます。

5. 3 戻りたくとも戻れない人のための施策

放射線に関する不安を抱える子育て世帯を念頭に、健康管理、健康リスクコミュニケーションを重点的に実施します。また、「村外子育て拠点（仮称）」を整備し、子育て世帯に対するハード面、ソフト面両面での支援を展開します。

（☆印は「村外子育て拠点（仮称）」関連の施策・事業）

①避難生活の支援（ハード面の施策）

○公営住宅等の整備（学校との一体配置、村外への公営住宅確保）

- ・村外、特に仮設校舎周辺への公営住宅整備を行います。（☆）

○避難中の学校教育の確保

- ・飯野仮設中学校の校舎を整備します。（平成 24 年 2 学期供用開始予定）（☆）
- ・仮設小学校の村立小学校としての存続について検討します。

○借り上げ住宅制度の延長と借り上げ住宅家賃補助

- ・借り上げ住宅の家賃補助を継続すると共に、借り上げ住宅家賃補助を継続・拡大します。
- ・早期の仮設住宅からの脱却のため、仮設住宅からの移転のための支援を行います。

②避難生活の支援（ソフト面の施策）

○子育て支援の充実

- ・預かり保育・学童保育の充実を図り、子育てネットワーク等の支援活動も継続します。
- ・教育費の支援や教育融資について検討します。

○高齢者等の避難生活支援

- ・一人暮らしの高齢者等に対して、買い物支援（宅配サービス、訪問販売）や家事代行等のサービス提供を検討します。

○避難村民同士の交流支援

- ・避難村民同士の交流支援のため、仮設校舎及び今後整備する公営住宅周辺へのコミュニティセンターの設置、イベント・サークル活動等の実施・充実について検討します。（☆）

③新たな産業づくりと働く場の確保

○除染への村民参加、ビジネス化

- ・除染参加希望企業、希望者の国、村の除染事業への参加を促進します。除染参加者には徹底した被ばく管理を行います。
- ・除染手法の開発、ビジネス化を支援します。
- ・除染に関する広報発信施設の建設について検討します。

○村を拠点とした新たな産業の創造（新しいたてブランド）

- ・原子力災害前、原子力災害後の村づくりの過程を、他の被災地の復興や中山間地域の振興に役立てる、「村づくり」プロセスの産業化について検討します。
- ・復興住宅、放射線健康管理機器・システムなどの産業化について検討します。

○避難中の村民の就業支援

- ・専業農家の営農を支援します（村外での営農再開等）。
- ・村外雇用の確保、就労・自立の支援・助成を行います。
- ・自営業者への支援について検討します。

5. 4 戻らない人のための施策

様々な事情により、村外で生活することを選んだ村民に対しても、飯舘村民としての支援を提供します。

○公営住宅等の整備（学校との一体配置、村外への公営住宅確保）

- ・村外、特に仮設校舎周辺への公営住宅整備を行います。（☆）

○借り上げ住宅制度の延長と借り上げ住宅家賃補助

- ・借り上げ住宅の家賃補助を継続すると共に、借り上げ住宅家賃補助を継続・拡大します。
- ・早期の仮設住宅からの脱却のため、仮設住宅からの移転のための支援を行います。

○子育て支援の充実

- ・教育費の支援や教育融資について検討します。

○避難中の村民の就業支援

- ・専業農家の営農を支援します（村外での営農再開等）。
- ・村外雇用の確保、就労・自立の支援・助成を行います。
- ・自営業者への支援について検討します。

○将来的な帰村の支援

- ・村を離れた村民が将来帰村を選んだ場合の支援制度を検討します。

○遠隔避難者との絆の維持

- ・遠隔避難者に対して、行政からの各種必要情報を継続的に提供します。

○村外サポーター制度

- ・村外サポーター制度等の形で、村外からの支援方法について検討します。

○移転先の土地や住居の確保支援

- ・村外に移転したいという方のために、移住のための土地や住宅の確保についての支援制度を検討します。

6. 今後の復興に向けた重要課題

さらに中・長期的には、復興に向け、以下のような重要課題に取り組んでいきます。

○健康管理とリスクコミュニケーション

放射線の健康影響については、現時点で不明なことが多く、安全・安心の確保の観点から継続的な健康管理・健康診断の実施は必須となります。帰村を進める際には、新たな放射線影響のリスクを最小限とするため、**環境放射線のモニタリングと併せて、綿密な健康管理体制を構築**していきます。また、放射線リスクに対する正確な判断を支援するための**リスクコミュニケーションを、将来にわたり継続的に実施**していきます。

○コミュニティの再構築・生きがいづくり

すべての村民にとって、地域のコミュニティが早期に機能することは生活再建上欠かすことのできない要素であり、上記土地利用計画の策定と並行して、**村としてコミュニティの再構築と生きがいづくりを支援**していきます。

○産業の再興と働く場の確保

震災により既存の村内産業がほぼ全て途絶えてしてしまっている現状に鑑み、村内の産業再興と働く場の確保を帰村と同じタイミングで進めていく必要があります。飯舘牛などの既存の「**いいたてブランド**」の再興と併せて、復興の過程でその種が芽生えた**新たな「いいたてブランド」を育成**していきます。

○土地利用計画の策定と公共施設整備

除染の進捗状況を見つつ、帰村に向けた土地利用計画を策定する必要があります。**今後の除染による線量の低下程度を見極めつつ、村内の土地利用計画を見直し、帰村人口も見通しながら、適切な公共施設配置を検討**していきます。

○除染の計画的推進と帰村環境の整備

村内の除染については、今後、国の「特別地域内除染実施計画（飯舘村）」（平成24年5月24日公表、環境省）に沿って進められることとなっており、平成24年度は村の西側部分、平成25年度は村の残りの部分の住居等及び農用地を中心に除染が実施されることとなっています。除染についてはその効果の程度や持続性について現段階ではまだ不明なことが多く、実施の経緯を注意深く見守っていく必要があります。村としては、**村内の早急かつ徹底的な除染を目指して、国に対する働きかけを進めると共に、村独自の除染事業の実施、除染に関する研究の推進等を進めて**いきます。

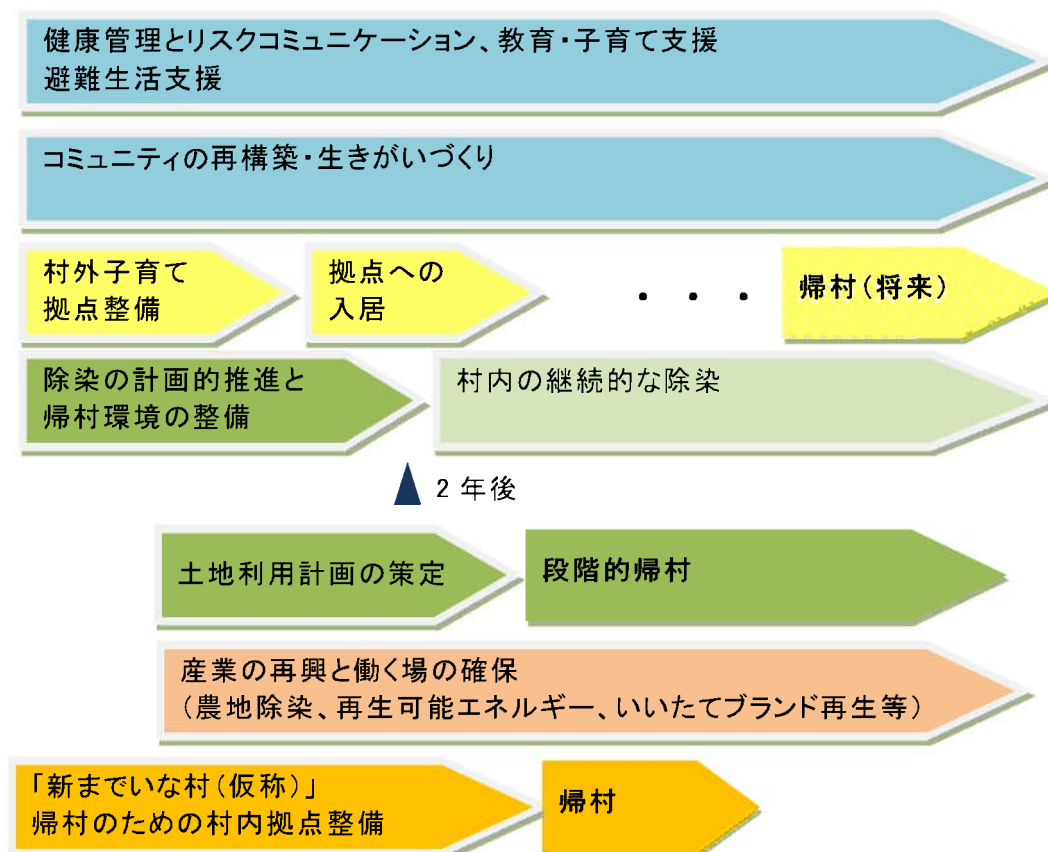
今後の復興に向けた重要課題と復興の流れ

村では、村外子育て拠点整備、健康管理とリスクコミュニケーション、コミュニティの再構築など、村民の今の暮らしを支える施策について、最優先で実施します。

2年後の生活区域の除染完了に向けて積極的に除染に取り組み、除染の結果を確認しながら、公共施設の再整備、土地利用計画の策定を行っていきます。さらに、帰村希望者の早期の生活再開に向けて、行政区への支援などを進めていきます。

並行して、当面帰還が難しい区域の村民や、再生エネルギーなど新たな産業をベースに生活を再開したい村民のため、帰村のための村内拠点整備も進めていきます。

本計画をたたき台として、村民参加のもと、復興を進めていきます。



いいたて までのな復興計画推進委員会協議経過

第1回	月日	平成24年2月27日
	場所	飯野出張所2階会議室
	内容	・委嘱状交付、諮問 ・までのな復興計画（第1版）ふりかえり ・新までのな村構想（案）説明及び協議
第2回	月日	平成24年3月22日
	場所	飯野出張所2階会議室
	内容	・村に戻れない人の課題と支援策 ・村に戻らない人の課題と支援策 ・村に戻る人の課題と支援策
第3回	月日	平成24年4月6日
	場所	ふくしま市町村建設支援機構
	内容	・「新までのな村構想」についてワークショップ ・民間活力の導入について
第4回	月日	平成24年4月26日
	場所	飯野出張所2階会議室
	内容	・村内、村外拠点施設候補地視察 ・「戻りたい人」「戻れない人」「戻らない人」の支援策 ・民間活力の導入について
第5回	月日	平成24年6月1日
	場所	飯野出張所2階会議室
	内容	・「までのな復興計画第2版」（案）素案協議について
第6回	月日	平成24年6月17日
	場所	飯野出張所2階会議室
	内容	・「までのな復興計画第2版」（案）協議について
第7回	月日	平成24年6月30日
	場所	飯野出張所2階会議室
	内容	・「までのな復興計画第2版」（案）まとめ・答申について

「いいたてまでいな復興計画」推進委員会委員名簿

No.	区 分	氏 名	選出区分	肩書き・所属等
1	委員長	赤坂 憲雄	アドバイザー	東日本大震災復興構想会議委員、福島県復興ビジョン検討委員会委員、福島県立博物館長、学習院大学教授
2	副委員長	濱田 光弘	村 民	建設業 商工会青年部顧問
3	委 員	藤野 純一	アドバイザー	国立環境研究所社会環境システム研究センター持続可能社会システム研究室主任研究員、環境未来都市評価・調査検討会委員
4	委 員	岩瀬 次郎	アドバイザー	会津大学理事
5	委 員	千葉 悦子	アドバイザー	福島大学行政政策学類教授
6	委 員	大谷 友孝	村議会議員	原発災害復興対策特別委員長、議会運営委員長
7	委 員	大和田 和夫	村議会議員	総務文教常任委員長
8	委 員	藤井 美奈子	村 民	5次総策定専門部会委員
9	委 員	川井 智洋	村 民	そうま農協飯館総合支店
10	委 員	菅野 弘美	村 民	5次総中間評価・見直し検討部会委員
11	委 員	花井 久美子	村 民	5次総中間評価・見直し検討部会委員
12	委 員	高橋 栄二	村職員	復興対策課建設管理係長
13	委 員	佐藤 正幸	村職員	教育課学校教育係長
14	オブザーバー	渡辺 孝司		復興庁福島復興局参事官
15	オブザーバー	万福 裕造		(独)国際農林水産業センター(飯館村応援派遣)
16	オブザーバー	深谷 一夫		福島県職員(飯館村応援派遣)
17	事務局	中井田 栄		総務課長
18	事務局	村山 宏行		総務課企画係長
19	事務局	三瓶 真		総務課企画係主査



未来への翼・ドイツ研修より（平成 23 年 8 月）